

議案第23号

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年3月19日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

墨田区国民健康保険条例（昭和34年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項及び第4項第2号ただし書中「第35条第1項第3号」を「第35条第3号」に改める。

第15条の4第1号中「100分の7.32」を「100分の7.25」に改め、同条第2号中「3万9,000円」を「3万9,900円」に改める。

第15条の8中「58万円」を「61万円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.22」を「100分の2.24」に改め、同条第2号中「1万2,000円」を「1万2,300円」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「58万円」を「61万円」に改め、同条第1号ア中「2万7,300円」を「2万7,930円」に改め、同号イ中「8,400円」を「8,610円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同号ア中「1万9,500円」を「1万9,950円」に改め、同号イ中「6,000円」を「6,150円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同号ア中「7,800円」を「7,980円」に改め、同号イ中「2,400円」を「2,460円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12及び第19条の2の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保

険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定するほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、低所得世帯の保険料の均等割額の減額に係る所得算定基準を改めるとともに、所要の改正をする必要がある。